学術集会会長選考に関する内規

1. 理事長、前理事長、副理事長、前学術集会会長、学術集会会長、学術委員会委員長、総務委員会委員長による学術集会会長指名委員会を組織する。
2. 学術集会会長指名委員会の委員長は理事長が務める。
3. 理事が理事長あてに候補者と会場を併記して、自薦または他薦する。
4. 学術集会会長指名委員会で協議し、候補者の中から推薦者を決定し、理事会に推薦する。
5. 前号の決定は、学術集会会長指名委員会の委員の過半数の一致をもって行う。
6. 次次期学術集会会長を理事会で承認し、次いで社員総会で承認する。

参考

役員選任規程

学術集会会長の就任

第７条 学術集会会長は次期学術集会会長が就任する．

次期学術集会会長の就任

第８条 次期学術集会会長は理事長が理事会に諮り決定し，社員総会の承認を得る．